

第2回長野県環境審議会地球温暖化対策検討会議事録

日 時 平成17年6月22日(水)
午後1時00～午後4:00
場 所 長野県庁3階特別会議室

司 会

ただいまから、第2回長野県環境審議会地球温暖化対策検討会を開会いたします。

私は、検討会事務局の地球環境課温暖化防止ユニットの竹松と申します。よろしくお願いいたします。

検討会に入ります前に、第1回の検討会で都合によりまして代理の方にご出席いただいた橋爪伸夫委員さんをご紹介いたしたいと思います。

本日は、上條委員・牧内委員が都合によりまして欠席しております。牧内委員には代理といたしまして飯田市環境課の小西盛登（にし もりと）様にご出席いただいております。ご紹介いたします。

なお、お手元には、先にお送りいたしました資料の追加資料といたしまして、飯田市の新エネルギー省エネルギーの取組み状況、諏訪委員から提出がございました検討会提出資料、林務部業務内容、6月11日以降の県民意見を申し上げます。また、差し替え資料といたしまして資料2-3、第1回検討会の議事録を配付してございます。ご確認いただきたいと思います。もし足りないようであれば事務局の方におっしゃっていただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、検討会の運営要領第5の第1項に基づきまして、高木委員長さんに議事の進行をお願いします。ではよろしくお願いいたします。

高木委員長

（委員長あいさつ）

最初に議事に入る前に、前回の検討会でお話のあった牧内委員から飯田市の環境対策について資料提供というお話がありました。今、お手元に資料が行っていると思いますが、小西さんから説明の方をお願いします。

小西委員代理

（飯田市提出資料により説明）

高木委員長

はい、どうもありがとうございます。もし、何か、お聞きになりたいことがあれば。

川妻委員

川妻です。2010年までにこの温室効果ガス排出量削減という飯田市の計画は、どこか途中でその削減の執行状況というか、どこかでチェックするという計画を持っているか、という点が1つと。それから、この市内での温室効果ガス総排出量の算出の仕方というのについては、これは市独自でやっているのか、それともどこかで1つのモデルがあるのか、そのあたりのことを質問します。

小西委員代理

今、ご質問いただきました、まず、実施状況のチェックはどういうふ

うにするのかという話だと思いますが、毎年ですね環境レポートという形で環境プランがどれだけ実行できているかという1年間の取り組みをしたものをまとめて報告書を作っております。これはこの環境プラン全体的なまとめとしてその1年間に取り組んだものを整理しているんですが、その中でこの目標に何%くらい近づいたか、という数字を出しながら点検しておるといいう状況であります。残念ながら目標には程遠いのが現状であります。

あと、CO₂の算出の関係ですが、これは私どもでは出来ませんので、専門の業者さんの方へお願いをして、いろんな資料データを収集していただいて数字をはじいていただくというような形でやっておるといいうのが実態であります。

高木委員長 今のご説明で環境レポートというのは役所が出しているということによろしいでしょうか

小西委員代理 飯田市としてまとめているということです。

高木委員長 それから、2010年までに10%削減というのは、どこかの基準年があるわけなんでしょうか。

小西委員代理 1990年です。

高木委員長 他に何かご質問はありますか。それでは、ただいまから議事に入らせていただきます。最初に、会議事項(1)の「第1回条例検討会の意見の集約(案)について」事務局から説明をお願いします。

木曾課長 (資料1により説明)

高木委員長 はい、ありがとうございます。ただいまのご説明についてご意見、ご質問等がありましたら、お願いします。

川妻委員 いろいろありますが、最後のところですね、「検討は条例項目に限定せず、規則内容に係るものも含めて全体的な検討を行う。内容的な振り分けは事務局が行う。」ということによろしいんですけども、実際に条例が出来上がり、また規則についても姿を現すと、一体、条例と規則はどういうふうに違うのかとか、それぞれの効果とか、いろいろな関係団体の方々に説明するときでも問題が起こると思うんです。質問が出るといいます。議会で決める条例とそれから自治体の長が制定できる規則というのはどういうふうに違うのか。行政法上、自治体の立法には違わないんですが、違いがあるのです。

今日じゃなくてもいいんですけども、今日は上條さんいらっしゃいませんで、私、地方自治の方をやっているもので、この条例と規則がどういうふうな機能を持って解釈されているか、行政法上の理解はどうなっているかについて一定程度、統一しておいた方がいいと考えます。

それで、今回でなくてもどこかですと、上條さんと私の方でそれについての意見を出しますので、一応これでよいということに理解得られればと思っておりますので、よろしくをお願いします。

木曾課長

そうですね、細かい中身についてはまたペーパーで出させて、あれですが、基本的なところはですね、条例が一番の枠組みのところを、骨組みのところを決めます。その骨組みに沿って、県の知事部局としてはそこへ規則という肉付けをしていくという構造になりますから、条例と規則が全く二本立てで定まっていってという構造ではないので、条例の枠組みの中には確実に入ってしまうということなものですから、いろいろな規制の中身等等についても一番は条例が骨組みということですね。どこに筋肉が付き、どこに肉が付きってという部分はそこに貼り付いてくるということですから、その骨組みが変わった時点でそちらも引きずられるという格好ですんで。

高木委員長

今、川妻委員からご提案があった行政法上の理解を統一した方がいい、というのはそのとおりだと思いますので、どこかの場でそれを示して、委員のサイドからの案として示して頂いて、当然、事務局との整合性をきちんと取っていくというような作業が必要だということだと思いますので、それはいつ、あまり後ろだと良くないのでなるべく早めに、お手数ですけども。

木曾課長

はい、分かりました。私の説明の(2)もずっと同じ関係の話ですから、やればよかったですかね。その辺をもうちょっと。

高木委員長

そうですね。今日もその話は、若干出てくる話なので、どうしましょうかね。

木曾課長

(資料2 - 1から2 - 4により説明)

高木委員長

はい、ちょっと議事の進行を整理しますと、今は前回の元々は資料1で出ていた意見の集約についての質疑応答をしている途中で、条例と規則がどういうふうに違うのかというご意見が出て、理解を統一した方法がいいという川妻委員さんからの意見に対して、今日事務局の方でそれに関連することとして、各、京都市を始めいろんな所での条例がどういうふうになっているのかということの説明を今ずっとしていただいたということでもあります。

今のは具体的に温暖化に関連する条例について、だいたい条例では何をして、京都では何をしてとそういうようなことについてのご説明だったわけで、多分、川妻さんがおっしゃっていたのはもうちょっと一般論として条例と規則の違いについて一度きちんとまとめたほうがいいという意味だったんだろうと思うので、今のご説明はご説明としてまた、川妻さんの方で要求されている説明は後日していただくということにいたします。

今の事務局から説明のあった京都市を始めとするいくつかの温暖化に関連する条例についての説明で、今ここでやった方がいいですよ。本来、今我々は第1回条例検討会の意見の集約についての検討しているんですが、ここまで説明を受けてしまったらそれは後回りするよりは、今ここで質疑をした方がいいかという判断で進めるんですが、よろしいですよ。また、後で資料1には戻りますので。ちょっとその前に資料2

- 1 から 2 - 4 の一連の説明についてのご質問等ございましたらお願い
します・・・とりあえずこの話には、また、今でなくてもまた大事なと
ころなので、戻れる話なので、今のところは一応説明を受けたというこ
とで、もう一度資料 1 に戻って頂いて、前回の検討会での意見の集約に
ついてということで何か他にございますか。

黒沼委員

じゃあ、いいですか。私、自分で言ったことを大幅に、訂正させてい
ただき、大幅にと言うんですか、漠然と言ったことをです。このように
訂正させて頂きたいということをお願いしたいと思います。と言うのは
ですね、市町村のCO₂の排出総量をやはり算定して、それを実際に数
値化し、そして2010年に向かって目標計画をたてるというところを
手助けできるような、そういう県の条例であって欲しいという、そうい
うように変えて頂きたいなと思います。ちょっと曖昧な言い方で、大変
申し訳なかったと思います。で、私が申し上げるよりも、もっと素晴ら
しくきちんとまとめているなと思ったのは「都市と環境」という資料を
頂いたんですが、全国市長会のその資料でございますが、61ページに
そのことがきちんと書いてあるということで、ということはですね、や
はりこの地球温暖化の実行力を上げるのは市であると。そしてその多く
の市では既に、真ん中へんに書いてあるんですが、新エネルギー導入・
ビルの省エネ対策・環境教育・交通管理などはしてあるけども、だけど、
やはりCO₂の排出算定値というのが実際にはほとんどの市でもって計
算されておらないと。それをきちんと算定し、そしてどこの市が、市
町村がどこが多くてそれをどのように努力をしていくのかという、20
10年までの計画を作り上げるという、それを責務とするようなそうい
う条例作りができないものか、というようなことを前回言いたかったん
ですけども、言葉が足りませんでしたので改めてご提案させていただい
て皆さんのご意見も伺いたいと思います。

高木委員長

はい、有り難うございます。ええっと、前回の意見の集約の所でどう
もご自分の意見がきちんと伝わっていなかったというようなこともあつ
て、条例の骨子案の中には是非今おっしゃったような市町村でのCO₂の
算定、今、現実問題、飯田市さんも苦労されている訳ですが、それが各
市町村単位だとなかなか難しい。それをきちんと出来るようにするとい
うのをこの県の条例の中に入れて欲しいということでよろしいですね。

黒沼委員

はい、そうです。

高木委員長

という意見を今、はい。

橋爪委員

私もほとんど同じ考えなんですけれども、ある規模以上の企業に対し
ては削減計画、また公表してもらおうというのは全く問題ないと思うん
ですけれども、合わせてある行政区、市町村なのかどういう区画でまとめ
たらいいか分からないんですけれども、いろいろな業界に協力を願って、
その総排出量を出来たら月単位にですね、まとめ上げて結果がどうで
あるか、という状況をやっぱり知らしめていく、と。やはりそういうこ
とが重要ではないかな、というふうに思います。あの、従いましてです

ね、この公表のためにはいろいろな業界の皆さん方からですね、協力を願わないと、各個でまとめたのをやるっていうんじゃないで、入って来るのをそういう所でまとめ上げないといけないと思いますんで、ご協力を願って、そういうものをですね、ある単位で、市町村でやるのがいいかどうかというのがちょっとあるんですけども、そういう形でやったらどうかと、まあ一部にはですねガソリンを県外車も入れるとかいろいろな問題は有るんですけども、それはまあ、かなりいろいろ押さえていけるんじゃないかな、というふうに思いますんで、その大枠として長野県として見たらですね、自分達でP D C Aが回る、そういうことに是非やっていくようなですね趣旨を入れ込んだら、方がいいんじゃないかなと。前回欠席しててこんなこと言って申し訳ないですけども。

高木委員長

例えば、今おっしゃったのは、例えばガソリンとか電気とかいろんな物はエネルギーを使っている物について、それぞれ出来れば市町村単位が、それがいいかどうかまだ分からないけど、そういった一定の単位できちんと出せるようにするためにはまだいくつかの問題点が残っているので、それをこの条例の中で何とか解決出来るようにしたいという意味でよろしいですね。ということは黒沼さんのおっしゃったこととほぼ同じ内容で。

橋爪委員

趣旨は大賛成ということですね。

高木委員長

という、どんどん話しが進んじゃうんですが。多分、会議事項の(2)「条例骨子(案)について」の所で出て来る意見が今ちょっと早めに出て来ておりますので、また後で出して頂くのも何ですので、出たということで。そんなものは要らないという議論は多分無いですよ。それを条例案の中に載せるかどうかという議論はまた別として、それは必要だということは皆さんご賛同頂けると思うので、具体的に条例案にどういうふうにするかというのは、またこれからの詰めていく内容だと思いますけれども。

じゃあ、そろそろこの資料1の部分から出たいんですが、資料1について、はい。

諏訪委員

資料1についてですが、事務の方からワーキンググループを開催されて、各、他の課ですとか、部局とご相談頂いたということなんですけれども、そこで何か重要な論点ですとか反応とかがあったのか、ちょっとご報告頂きたいんですけれども。

木曾課長

ええっとですね、今のところこの問題点の、ワーキンググループでの、出し方がですね、まだ項目として詰まりきった状態ではないんです、どちらかという、これからまとまって来るだろう税の問題とか、今まで出た分については提示しました。で、それについてこれからどういうふうにするか、組織の意見をまとめるかと、そういう枠組みだけを決めただけでして、今のところまだ、そこまで詰めた議論にはなっておりません。

高木委員長 逆に言えば、その、こんなものは全く不可能だみたいな意見では、もう特に出てはいないということで、一応、検討はしていただけるということですね。

木曾課長 まあ、これからということだと思います。

高木委員長 よろしいですか。で、資料1のこの。

川妻委員 これは、老婆心ながらのお話しなんですけれども。分類、ベースをどこに置くかという議論をしました。これで間違いないんですけども、これからいろんな関係団体と説明する時にね、県民計画をベースにするっていうのはいいんですけども、その大きな元というか、根本には環境基本法があり、地球温暖化対策の推進に対する法律、つい最近一部改正されましたけれども、あるいは省エネルギーの法律、そういう法律に則って県独自に展開する、そういう法律事項が既にもうベースとして決められて、都道府県と市町村はこういう問題をやらなきゃいけないということになっている訳なんです。環境基本法並びに特に地球温暖化対策推進に関する法律と、これの具体的な県における執行であると、いろんな所へ説明したほうがいいのではないかと思います。

高木委員長 はい。一番上にベースをどこに置くとかいうことで書いてありますが、そのベースとして県民計画と書いてあるけれども、そのもっと元には環境基本法なりそういった国で定めた法律が有るからというをきちんとどこかで書いて置いた方がいいですよというご意見です。それはもちろんその通りなので、特にご異存は無いただろうと。よろしいですね。では、いいでしょうか資料1から抜け出して。

委員 はい。

高木委員長 じゃあ、(2)の「条例骨子(案)」のところで、ようやくここに入って、さっきそこで説明していただく予定だった京都市の温暖化(対策)条例の説明とか、長野県の骨子(案)についての説明、それから条例検討項目の対応措置についてということで資料2-3、それから資料2-4の他の都道府県の例というのはご説明を頂きました。先程、一部質疑、質問等出ていますが、この資料2-1から2-4に関する部分で何か他に質問、ご意見等がございますか・・・他の例は兎も角として、長野県のことについてはたっぷり時間をかけて話をしたいので、とりあえず、一旦これは一応ご説明に対してはそれで分かったということにさせていただいて、もう一つ前回のところで岡本委員から森林整備と木材というようなことについて、「ふるさとの森林づくり条例」について説明を受けたいという意見がありましたので、その資料を今日準備していただいています。それについてのご説明を事務局の方でお願いしたいんですけども。

林政課 (資料4-1から4-3及び「林務部の業務概要」により説明)

高木委員長 ありがとうございます。今、一連のご説明をいただいたわけですが、何かご質問等がございましたら。岡本委員さん、よろしいでしょうか。

岡本委員 はい。

高木委員長 よろしいですか。はい、どうぞ。

宮本委員 こういう立派な冊子が何部もできているんですが、どなたを対象にこれは配布されたんでしょうか。まだ配布されていないんでしょうか、お聞きしたいと思います。

林政課 この会議に合わせたわけじゃないんですが、2日前にできまして。まだ残っております。まだ配布は、今回この会議が初めてでございます。

宮本委員 どういうところへPRする予定でしょうか。

林政課 地方事務所の方にまいりますと、森林所有者等、部落懇談会とか集落懇談会だとか、なかなか林務のことがわかっていただけないものですから、そういう集会のときに職員がこれを持参しまして、これを元に林務行政等、説明するときに使っている資料でございます。

宮本委員 何か私たち一般県民には関心の薄いというか、手に入りにくい資料だと思いましたので、こんなにいいものができてきていたら、大いにPRしていただきたいと思いました。

林政課 本年度からホームページ等にも載せる計画もございまして、できるだけ幅広く県民の方々に見ていただけるような工夫をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

高木委員長 ほかにはいかがでしょうか。私の方からちょっとよろしいでしょうか。私も県民計画の立案にも参加した関係もあって、バイオマスをエネルギー的にどういうふうにするかというのは大変興味があるテーマなんです。それで、この森林づくり指針の中で、これ今後の目標値みたいな具体的な数値が入っているんですが、38ページに木質バイオマスエネルギー利用施設の整備ということで、ペレットの製造施設を1施設から5施設に、平成27年度ですからあと10年ちょっと先ですね。それから、ペレットストーブが190台が3,700台、バイオマスボイラーが240台というようなことが書いてあるんですが。この数字というのは、長野県の森が生産できるバイオマスエネルギーとして、限界がこれだからというので出したのではなくて、林務部の予算とのかかわりで、このぐらいが適当だろうということで計算されたに違いないとは思っているんですが、それでよろしいですか、まず。

林政課 この目標値を出すにあたりまして、まず間伐をどんどん進めなければならぬと。その間伐を進めるにあたって、搬出されるものがどのぐらいあるかということ計算いたしまして、平成27年には、今だいた

い23万ぐらい搬出されているんですけども・・・

高木委員長

23万というのは単位は何ですか。

林政課

23万^{m³}なんですけど、それを一応10万増やしまして、33万^{m³}ぐらいまで増やそうと、増やしていきましよう。それを柱だとか、家屋に、住宅に使うものにどのぐらいと、それからバイオマスにどのぐらい、それから木製ガードレールなどに使われる土木用材、そういったものにどのぐらいあるかということも計算いたしまして、推定いたしまして、その中でバイオマスエネルギーとして供給できる量はどのぐらいあるかということをお察いたしまして、年次計画を立ててございます。

高木委員長

ということは、仮に、多分県民計画のイメージとしては3,700台というような数字ではなくて、もっと膨大な数字を想定してつくってあるはずなんです。私がその数字を出しているときも一番心配していたのは、こんな数字を出してしまって、実際にやったら信州の森が丸裸になるということはないんですねということは何回も何回も確認しながら進めていたんです。

逆に言うと、この3,700台までは間伐材の有効利用をやっていけば増やせる。でもこれ以上増やそうとすると、必要な間伐以上に木を切らなきゃいけなくなったりするということになるわけですね。

林政課

計算しておりますと、かなり量的には少ないんですよ、3,700台で、これだけバイオマスエネルギーを使ったとしても、年間・・・申しわけございません、これだけの計算でいきまして、バイオマスが6万^{m³}ぐらいなんです、平成27年の一応目標としているのが、6万^{m³}ですので、長野県の森林の蓄積というのはもう膨大にございますので、丸裸になるということはありませんし、順調に間伐の搬出が進んだとして、十分対応できる数字だと思っております。

高木委員長

その3,700台がそうだというのは、もちろんわかっているんですけど、私の言いたいのは、例えばその県民計画だと10万台、10万台ですよ。10万台というような目標が仮に出てきてしまうと、それは信州の森を丸裸にする行為につながっていくということになるわけですね。

林政課

丸裸にはならないとは思いますが、実際にペレットの供給だとか、そういったことを考えると、3,700台という数字も小さな数字ではございませんので、山の方の許容範囲は、はるかにキャパを持っているというふうに思っています。

高木委員長

山はキャパは持っているけれども、実際にそのペレットの製造施設を、例えば500台で100台つくるか、500台つくるか、これ100施設つくるかというようなこと、そういう現実の問題としての制約の方がはるかに大きいということで、山の持っているキャパシティから言えば、まだまだいくらでも増やせるということによろしいんですか、少し安心したんです。

多分190台のペレットストーブを3,700台に増やしても、CO₂の削減量からいうとどのくらいになるでしょうか、非常に少ない、多分ものすごく少ない。県が削減しなくてはいけない、総CO₂を何トン減らさなければいけないという数値に対して、それこそ0.何%の寄与になってしまうと思うんですね。でも現実には、県民計画をお読みいただければわかるんですが、バイオマスエネルギーに期待しているのは、その0.何%ではなくて、もっとはるかに二桁くらい大きい数字を、二桁ではないですか、一桁以上大きい数字を想定しているはずなんですね。

ですから現実問題として、ペレットの製造施設がもっとたくさんできるのかとか、ペレットストーブを実際に普及できるのかという問題は別途ありますが、森の持っているキャパシティを超えるわけには絶対にいかないことなので、そこを一番心配しているの、ではもう少しはいいと。ただこの、例えば15倍、20倍になったときにどうなんですかというのはぜひ検討をしておいていただかないと、こちらで我々が出したのは、実は信州の森をずたずたにするものになってしまっただけで困るので、そこのご協力もお願いいたします。よろしいですか。

岡本委員

どうも、今やりとりをお聞きしている限り、何と云うのかな、あまり精査されていないのかなというふうな感じを受けました。

それで、今委員長の方からもお話があったように、信州産のエネルギーという位置づけの中で、やっぱり信州のこの土地にふりそそぐ太陽エネルギーと、それから太陽が育てたバイオマスというのは石油にかわる、やっぱり長野県が苦勞をして石油を減らすということだけではなくて、長野県らしさの中から生まれてくる、楽しみながら温暖化対策もできる一番の大切な部分かなというふうな感じがするんですね。

それで具体的には、なるべく普及しましょうというふうな言い方ではなくて、学校の場合でも県内に700校あるわけですから、そこへ10キロをつけるというふうな、700掛ける10という数字がはっきり出てくるような書き方をしてきたはずだし、ペレットに関しても、順次石油のストーブを切りかえるときにペレットストーブに、少なくとも学校に関しては率先して変えていくと。700校が何クラスあるといえ掛かけ算していくと出てくるわけで、そこでどのくらい使うかというふうなこと。それから、そのためには今の伊那のペレット工場だけではなくて、飯田市さんも計画しておられるようですけども、あるいは東信にも1カ所そういった工場が必要だとかというふうなことを、一つひとつ積み上げていく中で、きちんと目標値をまず立てていくというふうな描き方が必要なのかなというふうに思っています。

あと、エネルギー源としては、多分今アカマツのマツクイムシ対策で、あれはもう非常に長野県の景観にもよろしくないし、環境破壊という意味でも、くん蒸処理して、ビニールにくるんで山に放置してあるというふうなことをぜひ改善して、あれもバイオマスのエネルギーとして、即座に使用していくというふうな体制でこのボリュームも計算して、ペレット化ができるような数値というのも一度出してみただけであればというふうには思っていますけれども。

林政課

今のお答えになるかどうかはあれなんですけれども。一応、ペレット

ストーブにつきましては、まだこちら側からの期待だけで、教育委員会等にまだ具体的なお話というか、実現に向けての取組というのはまだないんですけれども。小・中学校、高校はだいたいクラスが今9,000クラスぐらいあると。それが、そのうちの総クラス数の約3割ぐらいをめぐるといって、目標数値を掲げてございます。そういった中で、だいたいこのぐらいは見込めるのではないかというふうなことでやっておりますけれども、委員のお話がありましたとおり5つ計画しているペレット製造施設につきましても、上伊那中心に今、飯田それから東信、中信、北信というところで今5カ所ということで、各拠点となる場所を掲げてやっておるところでございます。

マツクイムシの被害材等につきましては、具体的には動いておるんですけれども、マツクイムシというのが、マツノマダラカミキリというのが松に入りまして悪さをして枯らせてしまうんですけれども。6月から9月の間というのが、そのカミキリ虫が飛んでいってしまう、その時期に木を動かすと、被害材を動かしますと蔓延してしまうわけです。それでどンドンどンドン区域を広げてしまうということがございまして。今、塩尻にございます林業総合センターの方で、そうは言っても昆虫ですので、冬眠というか卵でいる間、動かしてもいい時期があるのではないかとということで、一応、今12月から2月ぐらいまでの間なら昆虫は飛ばないということなものですから、そのあたりのときに切ったものであれば、ペレットの製造する関係者の方に聞きますと、特にアカマツの場合には、マツノザイセンチュウが入ったやつだと油がなくてよいと、いい結果が出ていると、ペレットにするといい結果が出ていると。ただし、それをその期間中にやらなければいけないので、なかなか動かすというのが難しいと。今、上伊那の森林組合にペレット製造施設があるんですけれども、そこはマツクイムシが汚染された地域ではございませんので、かなり慎重にことにあたっているというお話を前にいただいてございます。

ですので、委員のお話のあったように、そういったことも念頭に置いて計画を立てていきたいというふうに考えております。

高木委員長

よろしいでしょうか。あとこの林務部からのご報告に対して何かご質問、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。では、次に進めさせていただきます。

諏訪委員から資料の提出がございましたので、それについてご説明をいただいて、今日の本題の長野県の条例についての骨子について、もう少し議論の場を設けたいと思いますので、よろしく願いいたします。

諏訪委員

本日配付の資料の中に「長野県環境審議会第2回地球温暖化対策検討会提出資料」というものを配っていただきました。こちらで書いてある内容は、おおまかに言いまして3項目、「条例骨子に関する課題」、それから具体的な項目の一部としまして、「県民計画に関する評価・見直し」、それから「個別政策について」の3段階となっております。

条例骨子に関する長野県条例における第1の課題といたしまして挙げたものは、京都市温暖化防止条例骨子と対応させまして、長野県条例におけるこういった課題があるのかということ、私なりに洗い出してみ

たものでございます。ここでもっとも考えなければいけないなと思いますのは、理念と実行、つまり長野県というものは非常に高い理念と、それから県民計画という形で具体的な行動を挙げていらっしゃるわけですが、県条例というのは、これを達成するための有効なツールとして、具体的に使えるものというような、そういった使える施策というものを載せていける非常にいいチャンスだと思いますので、そういった観点で、条例というものを戦略的に位置づけていけたらいいのではないかなということを考えております。

また、大原則といたしまして、理念という部分を考えていかなければならないと思ひまして、特にこの表の一番上の項目の部分、理念ですけれども、持続可能性(sustainability)ということをお前提として、それに加えて県民参加・協働というキーワード、こちらの原則ですとか、透明性・情報公開の原則、そして継続的改善の原則というような、ここに挙げたのは例ですけれども、こういった原則に基づいて条例というものが、条例のデザインを理念化していくことが必要かと思ひます。

特に課題といたしまして具体的に説明を申し上げていきますと、表の真ん中のところに、京都市の部分では、市の目標というものを掲げています。長野県におきましても、目標というものが県民計画の方で出されているわけですが、ここで数値目標として明らかなものが提出されておりますので、条例において、この数値目標というものをどれだけ取り込んでいくのかということは、一つの課題になっていくと思ひます。

それから、2段下にいきまして、年次報告ということをお京都市でも謳っているわけですが。京都市の内容としますのは、年次報告をしましょいうねという、そういう努力規定のような部分になっております。長野県におきましては、努力規定よりも、もう少し個別具体的に内容を精査していく必要があるのではないかとこのように考えます。例えば政策実施担当、または政策実施主体、県なのか市民なのか事業者なのか、どういった人がどういった行動をすることが求められているのか。例えば、県民計画の中で謳われている項目をだれがやっていくのかということをお明確化する必要ですとか、それから、個別具体施策の目標の数値化ということも必要なのではないかとこのように考えます。もちろん2010年をターゲットとして大きな目標が掲げられているわけですが、年度ごとの目標、これは飯田市さんなども目標ということをおっしゃっていたかと思ひますけれども、そういったことを数値化していくという、そういう具体的に、この年度はこの数値、次の年度はさらに大きな数値というように、ステップを踏めるような数値化が必要ではないかと思ひます。さらにこういった施策を実施していくに伴って、いろいろな解決すべき課題というものが明確になってくると思ひます。その課題というものを、例えば今年度、または次の年度の解決すべき課題として明らかにして、具体的に達成状況を改善していくという、そういうようなステップが必要になるかと思ひます。

またここで一つ大きく申し上げておきたいのが、第三者機関による評価というのを制度化していく必要があるのではないかとこの点です。第三者機関というものにつきましても、次の第2の項目で詳しく述べますが、市民、県民、それから事業者さんなども含めた第三者機関によって、県民、県、事業者、そういった方々の活動がどれくらい進捗し

ているのかということの評価していく必要があるのではないかというふうに考えております。またそういった評価を元に、政策を実際に評価したり、追加するような必要性がおそらく出てくると思いますので、そういったことを条例として盛り込んでいくことは他県にも見られない行為でありますので、非常に意義が高いのではないかというふうに考えております。

次のページ、同じく表の一番上の項目ですけれども、京都市におきましては、地球温暖化対策計画というものを策定することが求められていますが、ここで今日の議論のスターティングポイントにもなっていますが、県民計画というものを、ここで明確に位置づけていくべきなのかということも議論していくべきだと思います。また、県民計画に相当するものを定期的に見直していく、つまり今できているものが完璧なものとは限りませんで、時代の進捗状況なども背景にしまして、必要な部分で見直しというものが必ず求められてくると思いますので、そういったことを盛り込んでいくということが必要かと思えます。

以上が、おおまかな県と県民計画をめぐるフレームワークについての項目でございましたが、個別具体的に、市による対策について考えますと、環境マネジメントシステムというものを、長野県が必要とされているのかどうかという点は少し考えていったらいいのではないかというふうに思います。環境マネジメントシステムは、皆さんもご承知のとおり、県の庁舎内の環境活動の改善を求めるものでもありますけれども、ただ同時に、施策としての部分の改善も求めるものですから、こちらとダブルブッキングにならないように、二度手間にならないようにというデザインは必要と思えますけれども、クロスセクショナルなタスクフォースの設定、例えば、違う部局との総合的な施策の実施ということを進めていく上では、一つ考えていい方策ではないかなというふうに考えます。

ちょっと表の一番下の部分になりますけれども、県として、京都市では使われていなかったけれども、長野県として重点的に検討すべき課題もあるのではないかなと考えております。一つには財政措置です。必要と思われる場合には、目的税を創設するような、そういう入口としての条例というものが必要なのかどうかということを考えていくべきではないかと思えます。また、目的税と抱き合わせの形かわかりませんが、既存財源がありますが、こちらをグリーン化していったり、グリーン度によって減免措置を弾力的に運用していくような、そういった措置というものも必要になってくるかなと思えます。またどちらの行政も、コスト負担というのは非常に大きくなりがちですので、これは一つ私のご提案ですけれども、もし財政措置を考えられる場合に、例えば補助金などを出した場合に、その一部が、例えば何らかの形で県に還流されるようなそういう、ちょっとキャピタルマネジメント的な部分ですけれども、そういった部分に関しましても、条例を策定するのをよい機会としまして、検討していく必要があるのではないかなと思えます。県の財政状況、ちょっとまだ確認しておりませんし、環境部門予算もどのようになっているのか確認していきたいと思うんですけれども、環境対策だからといって費用をつぎ込むのではなくて、そこに何らかの、県の財政というのは税金ですから、そちらの方の負担が過大にならないような仕組みというものを考えていけたらというふうに考えています。

それから、最後になりましたが、重点的に検討すべき課題としまして、長野県における、多々皆さんががんばっていらっしゃるNGOのプロジェクトを、財政的にどういうふうに支援していかれるのかという点を、これをもう条例で検討していくという必要があるのではないかとこのように考えております。

次のページ、3ページにまいりまして、地球温暖化防止計画に関する評価・見直しについて少し詳しくご説明申し上げますと、私の考え方としまして、具体的な行動プランとして地球温暖化防止計画的なもの、長野県においてはおそらく県民計画に該当するのではないかと考えられますけれども、こちらについて、毎年度項目別に詳細な目標を立てて、そしてその各項目の目標が2010年度までに達成できるように、進捗状況を進行管理する必要があるのではないかとこのように考えています。先ほども申し上げましたけれども、2010年までの目標はあっても、そこに至るステップが明らかにならないと、具体的にだれが何をしたらいいのかというのがちょっと見えづらいと思いますので、それに対する考え方です。具体的には実施主体というものを特定しまして、毎年度進行状況を公表することがいいのではないかと考えます。

それから参加の原則の観点から、県民を含めた第三者機関によって進行状況を評価し、この評価に基づいて政策がもしもっと追加する必要があったり、評価する必要があったならば、それを盛り込んでいくということが求められているのではないかと考えます。こういった進行管理に関しまして、また第三者を含めた進行管理に関しましては、何もここで私が申し上げているのが絵に描いたもちでもないようで、北海道のニセコ市(町?)さんの方では、市民を巻き込んだ評価、プログラムというものが立ち上がっているようですので、これを条例として扱っていくということで、きちんとしたフレームワークを定めていくということには、意義があるのではないかなというふうに考えております。

次に個別政策についてですけれども、ここで基本的な考え方について整理できたらなということで、以下の項目を挙げております。つまり事務局の木曾課長から、条例にはいろいろと骨組みと肉づけがあるというふうなご説明をいただきました。骨組みの部分はもちろん重要ですが、筋肉ですとか、血液の部分となる規制的手法につきましては、規制手法につきましてもいろいろなアプローチがあるのではないかなと思います。一般的にハードなアプローチ、それからソフトなアプローチというふうな、大きな分け方をしてみますと、「ハードアプローチ」は罰則などを伴って行動を強制的に規制するもの。「ソフトアプローチ」は経済的なインセンティブなどを背景に、人々の行動を誘導するものというような分類ができるのではないかなと思います。

条例は、おそらくこの両方の部分を定めていくことができるツールだと思いますが、個別施策を条例として盛り込む場合には、完全な義務づけでいくのか、それとも、その義務づけなただけけれども、少しソフトな部分を義務づけていくのかというような、つまり規制の側面によるべきものなのか、非規制の側面によるべきものなのかということを考えていく必要があるかと思っております。また、その両者に依存するような政策というのものもあると思っております。つまり施策にはハードなもの、それからソフトなもの、その中間的な部分などもあると思っておりますし、規制、ハードな

部分についても、ソフトな部分と抱き合わせにすることによって、人々の受け入れやすさですとか、実効性というのも高まる必要性があるのではないかと思うからです。

例えば次の4ページ以降、県民計画で謳われている内容、例えば産業構造への転換ですとか、再生エネルギーの活用とかといった部分につきまして、それぞれの項目に対応するような形でどんな政策があるのかなということ、アイデアレベルも含めたものをこちらに載せてみたんですが。ハードなものとしては、例えば事業者の排出量公表義務づけというのは、これはもう規制として、あなたこれ公表しなさいということですから、コマンドアンドコントロールの部分に入ってくると思います。ただそれをやる場合にも、これは本当にアイデアレベルですけれども、県内の排出量取引も一緒にやるんだよというふうに、例えばそうしますと、では義務づけをしなくてもと言いますか、しても、もちろんしたら皆さん公表すると思うんですが、何でするんだろう、何で事業者は排出量を算定しなければいけないんだろう、それは排出量取引ということで、将来的にはあなたが排出量を削減した部分がお金になりますよという、そういうアプローチと抱き合わせにすると、需用性というものは高まるかもしれません。

さらに、地場産再生可能エネルギーの活用に関しましても、例えば大口電力利用者にグリーン電力の調達を義務づけたとしますが、義務づけの一方で、そういったことをすると税を減免しますというようなアプローチと一体化させますと、そうですかと、それだけ税金が安くなるのでしたらグリーン電力を調達しようというような企業の方も出てみえるかもしれません。このように規制的なアプローチとして義務づけ、禁止、総量規制というようなことでやっていくことももちろん必要ですし、それをどれだけ社会的需用性を高めて、有効性を高めるかということも、ソフトアプローチとのカップリングなども戦略として考えていくべきことではないかと思しますので、そういったことで、ちょっとハードアプローチとソフトアプローチということを対応、1対1対応になっていない部分もありますけれども対応させて、こちらの方にアイデアレベルも含めて載せてみたものでございます。

なお、最後のページになりますけれども、このようにいろいろな政策があるわけですが、ハードアプローチと言われるものも、ソフトアプローチと言われているもの、こちらに関しましても、どんどん実効性のレベルというものが今後検討されていく必要があるかと思えます。例えば現段階で広報・普及というものを、いろいろと施策としてなさっている部分もあるかもしれませんが、この実効性をもう少し高めるために、自主協定をつくってみたり、それから経済的な枠組みをきっちりつくっていったりというようなことで、ソフトアプローチの中でも、漸次実効性の高いものに移行していく必要があるかもしれませんし、ハードアプローチに関しましても、補助金をとりあえず出しておくということだけではなくて、その補助金をクリアしながら、一方で技術基準を満たすようにその規制的な手法を少し強めていくというような、段階的な考え方も必要になってくるかもしれません。

以上、ちょっとつたないご説明でしたけれども、全体的なメッセージとしましては、前回から課題となっているこの県民計画というものをど

ういうふうに回していくかということについての考え方を、皆さんと一緒に議論できたらなということと、個別政策に関してはいろいろな手法が考えられますので、その効果的なポリシー・ミックス（政策の組み合わせ）と言うんですか、というものを考えるために、全体を見渡して政策というものを洗い出していく。ここに書いてあるものだけでは絶対に足りないと思いますので、今後も洗い出していくというような作業が必要になってくるのではないかなということでございます。

高木委員長

ありがとうございます。だいぶ時間も経ってきたので、ちょっと休憩をとりたいんですけども、その前にまず質問、今のことに對して議論というよりは、ここがわからないというような質問がもしございましたら・・・お話の内容は大変示唆に富んでいるものだと思いますので、これも含めて、もう一度条例の骨子に関する部分もちょっと議論をあとで、休憩のあとにしたいと思いますが、特に、では今はご質問はないということよろしいでしょうか。

それでは今40分なので、4時までなので、あまり休憩をとってしまうとなくなってしまうから、では5分間だけ休憩しましょう。45分から始めます。

（休憩後）

高木委員長

今、一応会議事項でいうと、（1）番の前の分というのはOKで、（2）番の条例の骨子（案）についてまだ少し、一応話はしていますが、もうちょっと今の諏訪委員の意見を受けてもうちょっと話をしたいと。（3）番目の関係団体との意見交換というようなことがあります。その他は日程調整を主にやりたいというようなことをお聞きしています。

時間的には、もう本当に当初の予定ではそろそろ（3）番のところに入らなければいけないのですが、今のご説明を受けたので、（2）の条例骨子（案）について、およそ3時ぐらいまでを目標に少しとりあえず話をして、それで関係団体との意見交換の部分をやって、ひょっとしたらまた（2）に戻ってくるかもしれませんが、とりあえず今の意見を受けて、条例骨子（案）について、何かご意見等がございましたらお願いしたいんですけども。

橋爪委員

大変いい条例案なんですけれども、特に3ページのところでですね、いろいろな形で毎年、項目ごとに詳細計画でその評価をして、PDCAを回すということなんですけれども。大変いいと思うんですけども、元になるデータを何を使うかということで、それが一番のポイントだと思うんです。残念ながら、いろいろ長野県の160万トンだかのデータは、本当に出しているのか、それとももっと多いのかわからない。わからないので、私はこの条例をいろいろと進めているときに、本来いろいろやらなきゃいけないと思うんですけども、ある程度実際の値をまとめて、先ほど言ったような話なんですけれども、県領域全体でインプットデータだけなら本当にアウトプットじゃない、原量としてインプットデータだけでも大きなところを、特に化石燃料的なところ、例えばそういうものをまとめていかないといけないんじゃないかなと。

P D C Aは回さなきゃいけないんですけども、あまり最初からいろいろやるんでなくて、ともかくデータを集め云々という形でスタートして、最終的にこういう形で回るようになれば大変いいんじゃないかなというふうに思っております。その辺のところ、残念ながら全国どこの県でも同じように、基本データがいろいろの仮定のもとで出されてきているというところがやはり一つポイントで、今昨年度2004年度、2003年度のデータが出ますか。2002年、そういうような話が、今2002年度分しか出ないというような話になれば、せっかくいろいろなものやっても、やはりいろいろがうまく機能しない、うまくアクションがやはり加速されないんじゃないかなと。

したがって、残念ながらそういうことを言っても仕方がないので、我々県の中のデータと、インプット側だけで見るという大きなやり方でもまとめていく必要があるのではないかと。それは大きなアウトプットを出すところについては、それはそれとしてP D C Aを回していくというのは大変結構な話なんですけれども、そういうことをやる必要があるんじゃないかなというふうに思っています。

諏訪委員

現実には即しておっしゃるとおりだと思います。データが足りないというのは、皆さんも市町村それから県、皆さんで経験されていることだと思いますので、それが今回の条例策定の一つの背景になっているものと理解しています。

おっしゃるとおりで、データのインプットなども非常に必要なことだと思います。私としましては、そういったことも詳細目標にしてしまえばいいのではないかなというふうな印象を持っております。すなわち、よく環境ISO14000なんかに関しまして、環境マネジメントで詳細目標というと、どうしてもCO₂対策何%という形の数値がベースになってきてしまうんですけども、おそらくこういった県民計画の詳細目標というのが、インプットを来年までにつくりあげることということも一つの詳細目標になるのではないかなというふうに思うわけです。そういったちょっと定性的な、定性的だと少し定量的な部分に対する効果がどうかという面もあると思いますが、例えばクロスセクショナルなタスクフォースを何月何日までに立ち上げるですとか、それからインプットを整備する、熱量の利用の計画をつくる、そういったこともすべて詳細目標として成り立つものではないかなというふうに考えております。

同時に、定量的な部分に関しましても、これを本当に、それまでの定性的なアクションがどれだけ効果があるのかということを検討しなければなりませんから、そのためのアクションもやっていくという、そういうような弾力的な形での詳細目標ということを、こちらの方で少し私としてはイメージして提案申し上げている次第です。

高木委員長

お話としては、今日の話の最初の方にも出ていましたけれども、各市町村単位がいいのか、どこがいいのかというのは別として、他の都道府県の例を見ると、一定量以上のエネルギーを使っているところを、計画を出してどうのこうのというようなことがあるわけですが。現実問題として、各市町村レベルでそれがきちんと出せている、飯田市さんはさっきコンサルにお願いして出しているというようなお話もありましたけれ

ども、そういうようなことをきちんとやっているところがなかなかない
というか、それをやる時にいろいろな壁にぶつかっていて、皆さんか
なり、今、飯田市さんも含めて苦労されているので、それを何とかした
いということが一つ、今日の新しい課題としては出ているのかなという
気がしております。

黒沼委員

私も詳細については、先ほど一番最初に言いましたけれども、私はや
っぱり市町村レベルの実行部隊が担当者がやりやすく、そういう目標値
と、目標計画がはっきりするような、自主的にそれができるような、そ
ういう条例であるべきだというふうに思います。

もう一つ、私、大きな課題として、ここに骨格があるんですけども、
地球温暖化・・・骨格(案)の中に、地球環境保全という地球温暖化防
止を推進するための、それに条例で基本的項目を規定するということが
あるんですけども、長野県の、資料2-2ですね。私は第1回目のと
ころに、環境に負荷を与えない公共交通のシステムを大幅に見直すよ
うなそういう条例がほしいという、そういう提案を申し上げたんですけ
ども、いろいろ考えたんですが、条例でそれをつくるということがどこ
にもなくて、大変難しいと。それを、ではどのようにして可能にでき
るかということは、やっぱり理念の中に入れるということではないかと思
ったんですね。

その理念は、今諏訪さんからご指摘いただいたような理念の中に、社
会的公平というのがあるんですけども、その公平というのは、例えば
具体的に私がこのところ考えておりますのは、道路はだれのものなのか、
だれのものだったのかという交通権の問題、そこに今、交通弱者と言
われる老人だとか、自転車だとか、歩行者があると。その見直しを、や
はり理念の中に織り込むことの方が可能なのかなということで、単なる
地球環境保全の問題だけではなくて、社会的な公平性の問題を理念の中
に入れることによって、今、環境に負荷を与えない公共交通のシステム
づくりを後押しするような、そういうことができるのかなと思いました
ので、理念を、諏訪さんの意見に賛成であります。

高木委員長

理念のところ、その諏訪委員の書いてきたサステナビリティ (su
stainability) のところ、その中のいろんな観点があるわけですが、こ
れをきちんと書いた方がいいという意見は、これも多分反対する方はい
らっしゃらないようなことだろうと思うので。とかく温暖化の防止条例
だからというので、温暖化防止というのが前面に出てきてしまって、そ
のことだけで終わってしまわないで、ここに書いてあるような社会的公
平性であるとか、県内・国内・国際的観点というようなことも含めて、
ちゃんと理念で謳うべきだという意見だと思います。

あと何かございますでしょうか。

岡本委員

ちょっと一つ前のところへ戻るのかなというふうに思うんですけども。
飯田市さんの中身を僕もあまりよくわからないけれども、なかなか
そこまで、どこもそのレベルにまでというのはとても難しい話かなとい
うふうに思うんですが。

以前、私、小諸市に住んでいるんですが、小諸市の方に提案をしたこ

とがあったのは、もうずいぶん前の話で、皆さんも一度話題にはなったんですが。川越市で市役所の中でエネルギー費の削減運動をやったと、1%目標に1年間努力をしたら6%の削減実績ができたという話がありまして、それを僕も、7、8年前ぐらいに小諸市の方へお話をして、エネルギー費ということだと、電気、ガス、水道料金、それからガソリン代ということですか。そういう形で、割ともうそれは予算や何かで数字というのはもうパッと出てくるわけだから、今年度がいくらいくらだったといえ、これに対して2010年までにどれだけ減らすとか、来年はここまで行くとかというふうに目標を立ててやっていく。この県庁の中でも、お昼休みに電気を消したりというふうなこまめな努力というのはしているわけですが、そんな話をしたときに、そのとき返ってきた答えは、ISOをやって絞るだけ絞っているから、もう絞れませんよみたいなことを、個人の方がそういうふうにおっしゃって、何か話は前に進まなかったというような記憶があるんですけども。

今のような管理の仕方というのは割に現実的なのかなと。それでも一つおまけに、そこで市町村が自ら努力をして、浮いてきたお金を、その市町村での自然エネルギーの対策費に充てるというふうなことをしていけば、つまり行政が率先努力をしているということが一番見えやすい形、そうした上で、さらに号令をかけるなり、協働を呼びかけるなりしてしたときに、一緒にやりましょうというふうな機運が出てくるのではないかなというふうに考えていますけれども。小諸でできなかったことなんです、そんなことも盛り込めればいいのかというふうに思いました。

高木委員長

今のお話はよくわかるんですが、それを条例の中にどういうふうに入れるのかということになると、私の中でもうまく整理ができなくて、要するに小諸市に対して、例えばこういう小諸市というか、すべての市町村はこうこうこういうことで、省エネルギーを図らなければいけないというようなことを言うのはいいけれども、浮いたお金をもう一度そこへ回しなさいというようなことまで条例の中に書き込めるのかどうかということになると、なかなか難しいのかもしれないですよ。

岡本委員

そうですね。一つの、だから分母をそろえるという意味で、みんなのレベルに合わせて、どういった算定方式が可能なのかといったときの一つの例として、この基準でやってみたらどうでしょうかというふうな提案です。

高木委員長

今、算定方式の話が出ておりましたが、この話は今日の話の冒頭から出ているわけですが。県レベルだと、ある程度いろいろなエネルギーの消費の実績がわかっていて、それで長野県は2001年はどのぐらいのCO₂の排出がどうのこうのと、みんな出てくるわけですが。それを実際に市町村レベルにおろそうとするといろいろな問題がある。だけど今日の話としては、市町村レベルでそれをわかるように、この条例の中で何かの形をあらわせないかというような話も出ているんですが。

事務局にお聞きしたいのは、現実に県の中で計算をされているわけですから、それを市町村におろそうとしたときに、例えば電力業者に、電

力の事業者に対して、こういうことを県として依頼すれば市町村レベルのこれが出せるよとか、こういうことがあるので、現実問題として、今話している市町村レベルで、エネルギー消費の実態を算定するのは難しいよというような何かご意見はございますか。

地球環境課、温暖化防止ユニットの金井と申します。排出量の算定の方を担当させていただいております。

県の方で排出量を算定するとき、だいたい主な電気ですと中部電力さんですとか、ガスですとLPガス、それから都市ガス、それぞれ事業者の組合等がありまして、そちらの方から県内のエネルギーの販売量、そういったデータを毎年統計上出していただいております。そういった出てきた統計を元に、今度はこちらの方で出している産業部門ですとか、民生部門ですとか、そういった部門別に分ける作業に移ります。今までは、国の方で、だいたい都道府県別に経済産業省の方で、例えば石油等消費構造統計表ですとか、そういった統計資料で、だいたい長野県のこの産業についてはだいたいこのぐらいの消費量を使っていますというような数字が、2001年段階までは出ていました。2001年で、その統計資料が廃止になってしまいまして、皆さんのところに今2001年のものが出ていますけれども、なかなか2002年に次へ進んでいかないのは、その統計表がちょっとなくなってしまうと、エネルギーの総量はだいたいつかめるんですけれども、それを今度部門別に分ける作業の方が今ちょっと困難になっておりまして、そんなような状況になってきております。今度それをまた市町村に分ける作業となりますと、県レベルでもなかなか産業部門別に今、分ける作業が非常に困難ですので、それを今度市町村別に分けるという作業はちょっと非常に困難なのかなと思っております。

例えば電気の使用量ですね、中部電力さんが、現在長野支店と飯田支店と2つ支店がありまして、一緒に県内の電力の需要実績という統計表を出していただいております。そこには、だいたい電灯契約、家庭で契約されている部分と、あと大口の、だいたい産業部門に入るかと思うんですけれども、そういった部門に分けた統計ですとか、あとその大口の中で、繊維ですとか、化学ですとか、製造業ですとか、そこら辺までの統計数値は出していただいております。それがそれぞれ支店ごとに出しておりますけれども、多分こちらの方から、では電力会社に市町村別に出してくれというお願いをしたときに、どれぐらい向こうの方でそれをやっていただけるのかというのは、ちょっと量りかねないところがあります。

あとLPガスですとか、都市ガスですとかは、多分需給者の方はだいたい決まっておりますし、販売店も地域に分かれていますので、市町村レベルではなくても、会社のある位置の広域圏と言いますか、そういった部分ではある程度出てくるのかなと思っております。

あと一番やっかいなのは、石油製品になります。ガソリンですとか、灯油ですとか、重油です。こちらに関しては多分そこまで細かいデータは事業者の方で持っていないと僕は思っています。ですからそこら辺は、ちょっと事業者の方に求めるのは大変かなと思います。例えばガソリンですとか灯油を売るときに、これはどういう事業者に売っているとか、

多分そういった統計というのはとっていないのかなというふうに、ちょっとそういうのは思っておりますけれども。

高木委員長

わかりました。では逆に飯田市さんに聞きたいのですが、市レベルでこういったものを出すときに、こういうデータがあればもっと正確なデータが出せる。要するにデットロックになったのは何なんでしょうか。あり過ぎるんでしょうか。

小西委員代理

CO₂の換算をするのは、ちょっと専門的な係数だとかいろいろなものがあってという部分があって、業者さんの方へお願いしているという部分があるんですが。今のお話のように、例えば電力量の使用量みたいなものというのは、ある程度の数字は、例えば中電さんなら中電さんでどのくらいという数字は出てきますけれども、例えばそれが事業別にどういふふうに出ているかというところまで求めても、そこまでは資料提供が得られないという現実がやっぱりあるんですね。

ですから、大枠の数字は、市もデータとしていただいている部分があるんですが。それから振り分けをして、どういふふうに使われているのかというようなところまで求めようとする、なかなか現実、数字がつかめきれないという、そういったところが一つのネックじゃないかなと思います。

高木委員長

では、例えばこういうようなデータを出してくれば、それは可能になりますよというようなものは、きりなくあるんですか。

小西委員代理

そうですね、整理をしていくと、かなりいろんなものがあると思います。ですから、先ほどのガスとかそういうものも、例えば販売エリアでの数量というのはわかっていますけれども、販売エリアというのは、行政区画を超えた部分もありますので、だから、例えばこのガスの飯田市分をどのくらいというのはあくまでも按分程度の話とか、そういうような数字になってしまうというところがありますから。

細かな数字を、例えばこれからつくろうとする条例なり、県のその中で、それぞれが提供することを一つの義務としていきますというような話として、そういうものを求めていくことができれば、個々の市町村が特定の業者さんに数字を求めるよりも、県的なレベルでそういうものが資料として提供するのが一つの材料になるということですから、そういう仕組みに条例の中で整理がされていけば、条例規則の中で。すると効果的な資料提供がされてくるということにつながっていくんじゃないかと思っておりますけれども。一市町村、自治体をお願いをしても、なかなか整理しきれない部分があるんじゃないかと思うんですけれども。

高木委員長

実際に削減を実行していくためには、実行部隊は市町村である。だから市町村レベルで、どれだけの温室効果ガスの排出をしているのかをきちんと求められるようにしなければいけない。そして、計画を立てていかなければいけない。だけど、その元になっている各市町村レベルで、どれだけの温室効果ガスを排出しているのかというのを算定するのは、現実問題としてはなかなか難しい。市町村だけというならまだ多少はい

けるのかもしれないけれども、特にこれは事業者の部分だよ、これは家庭の部分だよというのを出すのはなかなか難しい。

今ここで多分結論は出ないと思うんですが、条例の中でそういったことを謳っていける可能性があるのか。つまり、それは多分電力会社とか、LPガスの事業者とかに対して細かいデータの提供をお願いしなければならないことなので、その可能性になるわけですが、可能性としてそれがあるのかなのか、まったく不可能なことを我々は言っているのか。それとも、こうこうこういうようなことをある程度お願いしていけば、完璧なものはどうも難しいということは見えていますが、各市町村レベルである程度の対策が立てられるようなものが出せるのかどうか。あるいはトップダウンというか、販売量からいくのではなくて、販売量から中部電力の電力販売量というようにことからくるんじゃないかと、もっと家庭、あるいは事業者での消費量というところからボトムアップしていくのと、両方をうまく組み合わせれば、もっとより精度の高いものが出るのかどうかというようなことも含めて。今ここでは結論が出ないとは思いますが、ぜひこの場で検討をしていって、何とか市町村レベルでのある程度の実態把握、計画が立てられるような支援をこの条例の中で謳えるのか。謳えるのか、謳えないのかというのは、なるべく早く見通しを立てる必要があるのかなという気がしておりますが、よろしいでしょうか。

ちょっと事務局にお願いをする宿題としては、大変な宿題かもしれませんが。飯田市さんをはじめとして、各市町村と連携をとっていただいて、いくつかの市町村は既に省エネビジョン、新エネビジョンを出しておりますので、そういうところはある程度の数値は出しているはずなので、そういった出している市町村と連絡をとっていけば、もっと具体的に、こういうことがわかればもっとやりやすいということが出てくる可能性はありますので、そういったことも含めて。

黒沼委員

環境自治体会議の研究所でシミュレーションを出して、算定方法を、一つの案として出ておりますので、それが一つの・・・

高木委員長

一つの方法としては、そういうまったくの販売量とかそういうことからではなくて、それも使うんですが、ある程度シミュレーション方法というのを提案、それはご存知ですね。ではそういったことも検討に入れていただいて、あれは精度が悪くて使いものにならないとかということがもしあるなら、そういうふうに言っていただければいいし、何とかそれをこの条例の中で考えることができるのか、できないのかというのは、骨子にかかわる部分でもありますので、なるべく早急に検討をしていきたいと思っております。

ほかに何か、この骨子にかかわる部分で。

川妻委員

時間がなくて送られた資料を見ているぐらいで、十分な提案をするにはまだちょっと時間が足りていないんですが。作業としては、この前に事務局でまとめたいただいたものをどういうふうに充実させていくかということで、分野やレベルに応じて、もう少しいろいろと提案を持ち寄って、その中から精査をしてだんだん絞っていかうという作業をして

おく必要があると思うんです。それぞれ得意な分野、不得意な分野もあるでしょうし、関心の程度もそれぞれ違うでしょうから、そういうのを、自分だったらこの辺をもう少しカバーをしてやっていきたいというふうなものを出し合って、それで充実化をどんどん図っていくという作業をした方がいいんじゃないかと思うんです。そういう点で、作業の進め方について少し知恵を絞る必要があるんじゃないかというふうに思います。

その前にというか、それとはちょっと違うんですけれども。条例案の中になじむかどうかは別にしても、ちょっと考える材料として提案したいのは、さっき諏訪さんも言われたし、いろいろな方からこれまでも出ているように、我々の生活スタイルとか、あるいはビジネススタイルをこの際に考えていくというか、変えていくというか、具体的に行動を起こしていくようなことを誘導しないといけないわけです。もちろん大口の事業者が、その影響力に基づいていろいろな社会的責任を負うことも必要でしょうし、私もそう主張をしているんですけれども。しかし、県民一人ひとりが何ができるのかということ、うんとこの問題では明確にしていくという必要があるんじゃないかと。その方式はどういうものがあるのかということを考えていたんですけれども、これ一つのたまたま事例なので、これが長野県で上手にいくかどうか、適当かどうかということはよくわかりませんが、三重県がやっている「エコポイント事業」というのをちょっと参考に検討していただいたらどうかというふうに思っています。

2001年度からエコポイント事業を三重県では導入して、これが条例として定められているわけではなくて、県民運動としてやり、その事業を県が推進しているという、そういうことなんです。それで、2001年から実施しているんですけれども、昨年度の2004年の冬の1月、2月、3月の実施状況の集約が、三重県のホームページに出ておりました。電気・ガス・水道が対象です。それで1カ月ごとにその前の月よりも1%削減すると、電気・ガス・水道、1%すると、削減で5ポイント、5ポイントは5円、だから1ポイントは1円です。ガスの場合には、1%を前月よりも削減すると3ポイント、3円。水道は、1%削減すると2ポイント2円と。こういうポイントで、これは電気・ガス・水道の使用明細量を提出して、それで前月とこういうふうに違うんだというふうにして削減すると。それを言うことが一つのやり方なんですけれども。それを個人個人じゃなくて、団体でやるんです。学校でやるとか、自治会でやるとか、企業でやるとか、環境団体のグループでやるとか、そういうグループでそこに登録して、それでポイントに応じて交付金を支払うシステムです。

参加世帯は、三重県の場合、昨年冬は3,624世帯。これちょっと構成比が何世帯のうちのどれぐらいか、まだそんなに多くはないだろうと思います。そのうち目標達成したのがいくつかというふうに、いろいろと資料は書いてありましたけど。まだ始まったばかりですから、本格的ではありませんけれども、獲得ポイント数は、昨年の3カ月でも2万5,473、したがって支援交付総額は28万7,243円、こういうふうになって、一定のCO₂削減に貢献したというふうに数値化をしているわけです。そのうち61%を環境目的に使う。35%は団体の活動資金

にまた返すと、そういうふうな形になっていて、一人ひとりが削減すればポイントとして返ってくる。そのグループの中に交付金がありというふうになっているんです。そういうふうの一部は、そのポイントの61%は環境美化に使うというふうに言っています。だから割とわかりやすく、自分の明細書さえあって点検すれば、電気が今月は12%減らしたとか、水道、ガスということがわかりやすいということで、規制だけというよりもやはり誘導し、それがポイント化されるというところのメリットがあるような気がするんです。

こういうものを検討して、この中に本当は長野県の場合には灯油とかを入れて、冬の暖房なんかをもうちょっと減らしたらどうかというふうな気がするんです。というのは、私は14年ぐらい前に長野県に来て、農協だろうが、役場だろうが、どこだろうが暖房のし過ぎ。何でこんなところで仕事をしているんだろうというぐらいに、冬場の暖房のレベルというのはものすごく暑すぎて、ちょっと異常じゃないかという場面はかなり遭遇しました。もっと下げても快適な仕事ができるはずなのに、灯油のストーブをガンガンたいて、お客さんに接客しないと寒いといわれると、ここへはもう来なくなっちゃうということかどうかわかりませんけれども。すごい量、もう少しそれは抑えられるんじゃないかという気がするんです。

灯油の量はちょっとどういうふうに、それがうまくカウントできるかどうかかわかりませんが、もし長野県でやるなら、そういうポイント制を、私は森林整備につなげてはどうかと考えています。ポイントの交付金を自分たちで獲得したら、自分たちの中で、例えば1年間でうまくやって5万円獲得したと、1家庭で、あるいは1グループで、そうしたら、それを森林保護の金に使うという、自分たちの節減したことが森林保護の財源になるんだというふうなそういう形でやっていくと、やっぱりそれは非常にやりがいが出てくるという気がするんです。これは学校の間でもいいし、地域でも、いろいろな形でうまくそういうルール化というシステムができれば、自分たちがやったことが森林の保護のプラスの方に行く、森林が保全されればCO₂の吸収も進むというふうな、そういうものが見えてくる。これはさっきのデータの課題もいろいろありますけれども、一人のボトムアップの方で、一人ひとりの一家庭や、そういうものの使用量さえちゃんと把握できる、カウントできれば比較的やりやすいと。

その点で、こちらも調べますけれども、できたら三重県のこのエコポイント事業、これの状況を県の方でも少し調べて、これが活かせるかどうか。あるいは長野県なりに変えていくならどんなことがいいかというのをちょっとご検討いただければと思っています。よろしくお願ひします。

高木委員長

後半の部分は、私が言おうとしたことを最後におっしゃられてしまったので、もうそれでいいと思いますが。前半部分でおっしゃっていた、いろいろな部門、自分の非常に関心のあるというか、興味のある部分に関して担当を決めて、その部分を少し精査してくるといえるのはいかがかということについてはどうでしょうか。

元になるのは・・・もう皆さんうんうんとうなずいているので、もう

時間がなくて焦ってきているんですが。元になるのは、今日の資料で言うと、今日配られた方の「条例検討項目（対応措置）について」というものの縦割りの、例えば産業部門はではだれが見るみたいな話でいいかと思うんですが。時間がないので、申しわけないですが、言いますので、私がというのをぜひ言っていたきたいんですが。

別に責任を持ってそれをやれという話ではなくて、そこについてチェックをしてきて、こういうのはどうだろうというアイデアを積極的に出していただくという程度のご理解だと思えます。この部分はあなたに全部任せると言われては責任が重過ぎるので、とても手を挙げられなくなっちゃいますので。では産業部門、どなたか。

橋爪委員

私がやらせてもらおうと思うんですけれども。多分いろいろあるかと思えます。本当に悩んでいることは、基本的には削減していかなくてはいけないということで考えていますけれども。CO₂の排出、温室効果ガスについて削減をする計画を立てると、これを公表するというステップはいいんですけれども。産業の内容、企業の事業内容はどんどんどんどん変わっていくわけです。例えばテレビも省エネルギーの、消費電力を少ないものをやるためには、半導体の先端の工場に投資しないとできないとか、その先端の工場というのは、非常に出るんです。ただそれだけ見ると、ただトータルとしてライフサイクルで、いろいろな商品をトータルで見ると、そういうものがあって初めて省エネルギーの、低パワーの、省エネ型の商品開発ができるということで。個々で見るとではなくて、マクロで見ると見方をしていかなきゃいけないのを感じますし、ともかく我々から見ると、自主計画を公表するので、それがどうかというそういうことでやっていかないと、いろいろの枠が、条例で枠が入ってしまうと、産業の活性化、また技術の進化が遅れちゃうと。環境と経済の両立という、国が立てたこの目標達成計画の、これの基本的な考え方はそこにあると思うんですけれども。そういうものに対して、産業界、私がつくるのはいいんですけれども、そういうふうになって、それこそ自主的になりますので、ぜひもう一人というか、そういう人でない人も含んでつくらせていただきたいなと思っています。

高木委員長

言いたいことはわかります。橋爪さんは担当するけれども、もうちょっと外からの目でだれか意見を言ってほしいということですが。どなたかいらっしゃいますか。ちょっとお待ちください、あとでまた。運輸部門というまとめ方は大き過ぎますか、いいですか、運輸部門。

黒沼委員

公共交通とか、でもマイカーも・・・

高木委員長

下半分はそうですね。その他はそうです。上の部分は大口の話になりますが・・・では黒沼さん。

民生部門といたら最後までいってしまいますので、民生部門は難しいと思いますので・・・そういうくくりはメチャクチャだけど、自然エネルギーと森林というこの部分を森の話とできるので、ここの部門を担当する、自然エネルギーと森林というのを一つの区切りにしましょう。

諏訪委員 すみません、自然エネルギーは担当したいと思うんですけども、ちょっと森林は・・・土地のものでもないし・・・

高木委員長 では自然エネルギーで、諏訪さん。森林・・・

岡本委員 ちょっとそこは僕が見ます。

高木委員長 岡本さん、森林・・・

岡本委員 自然エネルギーと森林、両方見ましょう。

高木委員長 もうちょっと、民生部門の前の方で、家電製品、建築物、24時間自動販売機のあたり、いないですか。廃棄物から・・・廃棄物と有機物循環、上と下がちょっと離れていますが、この2つをくっつけた・・・

川妻委員 では、廃棄物をやります。

高木委員長 では両方を川妻委員が・・・

川妻委員 民生部門の廃棄物・省資源関連ですね。

高木委員長 それと有機物循環システム・・・

川妻委員 間を抜いて、ヒートアイランド対策・都市緑化、教育関連、観光旅行者を抜いて。

高木委員長 その間も担当してもらいたいですけれども。ヒートアイランド、教育、観光、公共事業まで含めちゃってもいいかな。どなたかいませんか。

諏訪委員 ちょっと、では。教育ですか・・・

高木委員長 教育もやっていただける。

諏訪委員 どなたか、おそらくほかの人と組んだ方がいいかなと思うんですが。

高木委員長 それはもちろん、本当は一人じゃなくて二人の方がいいことは間違いないので、できればそうしたいなと思っているんですが、とりあえず。

宮本委員 教育は私も興味のあるもので・・・どれも何か重い感じがしますけれども。

高木委員長 いえいえ、別にとりあえず意見を言っていたければいいので。周りの方と相談していただいてもいいし、何をやっていただけますか、では。例えば廃棄物というと大げさですが、ごみというようなとらえ方をしていけば、そういうことでもいいし。

宮本委員 廃棄物を・・・

高木委員長 では、廃棄物のところに宮本さんが入っていただいて、あと、まだ残っているのは、家電製品から民生の頭のところですね。

橋爪委員 私、やりますか。建築物もおもしろい、24時間営業についても、これはどなたか多分こちら辺はいろいろあるんじゃないかなと。こちら辺は、多分法律の関係も絡んできますので。

高木委員長 24時間と自動販売機は担当を決めずにみんな考えてくれと。

橋爪委員 この辺は多分いろいろ意見があるんでしょうね。

高木委員長 あとはいいでしょうか。その他というのがあるんですが。

諏訪委員 県民計画とのリンクとか、そのあたりのこの全体を見渡した部分をちょっと担当したいんですが。

高木委員長 ありがとうございます。県民計画とのリンクの部分に関して、諏訪さんがもう少しやっていただけるという話です。

川妻委員 それぞれのところで県民計画との関連が出てくるので、これを本当は、1つ1つ条例化にどういけるかというのを検討してもいいんですね。それをこの分野でやっていけばいいわけですね。

黒沼委員 考える何か形式があると、形式というんですか・・・

高木委員長 どういうことについてまとめるということですか。

黒沼委員 こういうA4ならA4の中でこういうふうに分類して、こうやって目標があって、ここへというような、何か皆さんの前にわかりやすい一つの大枠があれば・・・

高木委員長 わかりました。では、言い出しっぺの川妻さんと私でまずたたき台をつくって、二人の間で相談して、事務局が入って相談して、皆さんに提示して、なるべく早く皆さんに返すということで。

川妻委員 主にはこれですよ、この骨子の流れというか、この中に対応措置、実行性確保手段、ここが中心ですよ。条例はやっぱり一つの自治体の法規だから、法律としてどういうふうに活かせるかというところが中心でしょうか。

高木委員長 資料2-2の左のページの対応措置のところを、具体的にちょっと考えてみてほしいというようなことです。

諏訪委員 考え方としては、提案になるのか、ちょっとどういう位置づけの発言

になるかわからないんですけども。例えば県民計画の中でも、いろいろと今後の課題というものがあって、例えば使い捨て社会からの脱却ですと、今後の課題、グリーンコンシューマー活動を拡大するための呼びかけでは効果が上がらないので、リーダーが不足しているだとか、信頼性を確保する必要があるとかいろいろ課題が出ているので、こういった課題を何とか解決するために、制度として何が必要なのかということを経験の中に盛り込んで扱えるかどうかというもので、アイデアを出していくということでもいいですね。

それから、また一つ考え方として、ちょっと共有しておきたいんですけども、いろいろな制度の中にも、広報・普及とか、努力規定とか、広報・普及というような柔らかい部分のところから義務づけですとか、それから、罰則規定にもつながるような厳しい部分というようなレベル分けがあると思うんです。個人的には、誤解を恐れずに言うならば、努力規定というのは、実効性の意味から非常に問題があるんじゃないかなと思っています。かといって、義務づけ義務づけでいくのもそれは問題だと思うんですが。考える、この制度を考えていく上で、できるだけ痛みを伴いながらも、そこを何とか緩和させられる措置を考えつつ、そこら辺を見渡したような規制の強さというものを考えていながら、制度のピックアップをしていく必要があるかなと思います。

高木委員長

今のご意見に対して、全員が同じなのかどうかは何とも言えないところですが。努力、みんなで何とかしましょうというのを謳ったのが、言ってみれば県民計画なわけで。でも現実問題として、県民計画が、では出たがゆえに、長野県の温室効果ガスの排出量は減ったのかというと、減っていないという現実が一方ではあります。

だからこそ、それを本当に減らすために条例を、ではどういうふうにしようかということで、今我々はここに集まっているわけですから。何でもかんでも規制とか罰則だという話ではないというのはおっしゃるとおりで、できるだけそうではない方法をとるのはそのとおりですが、ある程度実効を上げるために何が必要なのかということで考えていただかないと、条例にはなじまないというか、この我々の目指しているものにはなじまないのかもしれないです。

とりあえずそれをつくって考えてきていただいて、それを実際に、では条例の文案としてつくろうとするときに、やはりこういう問題があるからそこまでは踏み込めないというようなことは当然出てくることだろうと思うので、まずは割と自由な立場で、条例の文案をつくれということではなくて、こういうのはどうだろうかというのを投げかけていただくというのでいいのだろうと思いますので。

いきなり次回にそれが全部出てきても、多分議論がまったく未消化になりそうですので、これはメールでの審議はできるんでしょうか。

木曾課長

やりたいと思います。実は・・・

高木委員長

全体の方にメールで連絡がとれる・・・

木曾課長

とれますね、とれます。今、このあと関係団体の意見交換の部分があ

りまして、実は様式を決める中に皆様方のこういう、どの項目にと決められた際に、こういう団体からやっぱり意見聴取をしなければいけないんじゃないかというようなところまでも含めて、様式化をしておいたらどうかというふうに思っています。次回までに意見交換ということを考えていたものですから、その辺の項目の絞り込みが、今日はまだ全部終わっていない段階ですので。ぜひ迷惑でなかったら、メールでやりとりして様式を集めて、その中で必要な意見交換の団体も指定してもらって、次回には、聞く方もやってしまいたいなど。意見聴取ですか、意見聴取の方までやってみたいなどということ考えておりますので、次回の間までは、ぜひこのメール交換の中で意見集約をしたいというふうに考えておりますが。

高木委員長

どうも私の議事の進行が悪くて、さっきから残している関係団体との意見交換の部分がまだ手つかずでいて、その中で今の関連している話が出てくるということなので。多分このままだと時間が足りなくなるのは明らかなので、今、ある程度分担する部分を決めたので、どの事業者、どの関係団体との意見交換をしようかというの、そのメーリングリストの検討の中でもさせていただくという今お話でした。

関係団体との意見交換の部分についての説明を、ではしていただいて。

木曾課長

お手元の資料3ですけれども。目的等は、もう今の議論の中であれでございませう。実施時期につきましては、これからスケジュールを決めたいとは思いますが、次回の検討会の際にいろいろな団体の方に来ていただいて、説明を聞こうという計画でございませう。

実施方法、今言ったとおりでございませう。関係団体としては、ここに、条例に関する産業、環境、運輸、消費者、エネルギー、経済、教育、このほかに、エネルギーというのがこれどちらでとらえるのか、先ほど出ました中電さんとか、ああいうところの統計資料がどこまで出せるのか、石油商組合とか、その辺も入るのかなという今、感じはしたんですけれども。その辺のところを考えております。

その後の予定ということで、こちらにございませうが、参考までに書かせていただいております。以上でございませう。

高木委員長

この団体の方に、この場に来ていただくということを想定されているんですね。

木曾課長

そう思っているんですが。

高木委員長

例えばこういうことを考えているんだけどどうでしょうかというのを、例えばここに書いてあるだけでも・・・7団体の方に来ていただいて、それぞれ話をしていただいて、そのあとディスカッションするというのをやろうと。

木曾課長

ここは項目として7団体挙がっていますけれども、そういう様式の中での、皆様方からの意見の中で絞られてくるような感じで決まってくるんですけども、ちょっと結構厳しいですね、1日で終わらせるのは。

高木委員長

次回、もしこの形でやるとしたら、次回のこの検討会はほとんどやりとりで終わってしまう会になりますよね。ではそれでいいかどうか、やり方について何かありますか。

橋爪委員

関係団体とやるのはいいんですけども、ここのところで今、検討をして、具体的な条例についての方向づけ、まあ、そうは言っても、このくらいなところの方向づけ、条例になっていなくても、こういう考え方でいこうじゃないかという、その辺がここの段階で8割方まとまらないと、関係団体と話をしてもちょっと、と思えますけれども、皆さんはどうでしょうか。

黒沼委員

もう引っ込めざるを得なくなっちゃうと思います、いろいろと。

高木委員長

もうちょっとここの段階の議論をもう少し詰めさせていただいてから、関係団体の方がいいではないかなというふうにちょっと思いましたけれども。今の状態で出すときに、どれを関係団体でちょっと説明するのか、ちょっと私にアイデアがわからないので、この県民防止計画というのは、15年につくったこれじゃないと思えますので、条例になるので、この中でどれを条例にどんなふうに持っていこうかというところを、少し議論をしなければいけないと思ったので。

木曾課長

確かに焦点が絞られないままに聞いた場合には、相手を、呼ぶところもわかりませんし、相手も来た段階で何を答えていいのかもわからないというようなことになってしまうので。うちの方もちょっと日程的におわりがあるという中での、ちょっと考えでこういうことをやって決めましたので、やはりもう少し議論が煮詰まった段階です。呼んだ方がいいことは確かでございますので、次回ということには、うちの方でやってあったんですけども、委員会としてもう一つ向こうに送って、ただ、今のメールでのやりとりの話の詰めはどんどん進めておかなきゃいけないと思えますので、それをやらせていただいて、次の会に、では一般というか、業界の皆様になるか、どういう格好になるかわかりませんが、意見交換の場にしたいと思えます。

高木委員長

わかりました。ではとりあえず次回の段階ではもう一回今日やったような議論で、この骨子をどういうふうにするかというようなことで話をするかということで。関係団体との意見交換は一回後ろ回しにするというようなことにさせていただきます。

メーリングリストをつくっていただいて、そこで先ほどご担当ということでお願いしましたけれども、担当者同士での話というのもいいんですが、皆さんに知っていただくというようなことも含めて、なるべくオープンな形で議論をしていただいて、今、骨子の部分がまだまだちょっと議論が突っ込めていないので、どういうふうな条例をつくっていくんだという部分にどんどん絞り込んでいきたいと思えますので。会議を終わってまでも宿題になってしまっても大変ですが、ご協力をお願いいたします。そのときに、委員のだけじゃなくて、事務局の方もどんどん議論

に参加していただいていいと思いますので。それは遠慮なさないでください。

では関係団体との意見交換については、ここに書いてないけど、市町村の方にもどこかで会って話をする場がどうしても必要ですよ、さっきからの話の流れからすると。飯田市さんが出ているから、飯田市が代表といえばあれですけども、それもちょっと困るでしょうから。飯田市さんは、長野の中で環境の面からいったら長野県の環境首都とも言われているようなところなわけで。飯田市の論理をすべての市町村に適用したら、多分ほかからは相当反発が来る可能性もあるわけで。

そういう意味では、もっと大きな市もあるかもしれないし、もっと小さい町・村も必要かもしれないから、関係団体の中にはそういう市町村も入るかもしれないですね。

小西委員代理

飯田市の立場としますと、たまたま飯田市として委員のご指名をいただいたという部分があります。市町村組織というのもありますから、そういった部分での、話をする機会みたいなものをぜひ設けていただいて、市町村の代表が飯田市ということではないというふうをお願いしたいと思います。

木曾課長

市長会、町村会がございまして、一定の枠組みが見えてきたところでまたそちらに話をして、そこからまた加わっている市、または町村に流してもらって、また意見をもらうというよりも、ある程度わかってもらうという意味も含めて、早目に情報を流していきたいというふうに思います。

高木委員長

県の環境審議会のところでも、環境審議会の委員である首長さんがそのような趣旨で発言をされていますので、県で勝手に決めるのはいいけれど、市町村の実情をちゃんと踏まえてくれなくては困るというような発言もありましたので、それをちゃんとやっていかなければいけないことだと思います。

岡本委員

今のお話を少し頭に描きながら、この間事務局の方で、今日、全国市長会の「都市と環境」という資料を、提言書をつけていただいたんですけども。これはなかなかよくできているかなというふうに思っています、中身的には長野で生まれたものが、ここで少し育ててもらったのかなというふうな中身のものもちょっと感じるようなものもありますし、我々の条例をつくっていく中で、あるいは長野県の市町村の中で、これからこういった作業を、あるいは一番の基礎自治体として進めてもらっていく中で、これを十分に有効活用してやっていければよいかというふうに思いますので、何と云うんでしょうか、事務局と委員と双方で、この「都市と環境」というものを少し意識しながら、いろいろ考えていけたらよいのかなというふうに思いました。

高木委員長

ほかには何かございましてか。

確実にしなければいけないこととして、日程の話をしておきたいと思います。日程の件を、ではお願いいたします。

木曾課長 お手元に・・・こちらに委員の皆様方からいただきました、それぞれの日程、8月から10月、11月、12月までの部分がございます。8月は29日が川妻さんがちょっと都合が悪くてあれですが、8月29日、30日、30日が黒沼さんですね。8月は29日か30日のいずれかということになります。

黒沼委員 私はいいですよ、かえることができますので。

木曾課長 変更できますか。では8月30日。では8月30日にお願いします。それから10月が委員の皆様方、一番集まれるというのが10月14日です。・・・9月はありません。9月も入れましょうか。とりあえずそれは保留にさせてもらって。10月が14日、橋爪さん、三角ですね。宮本さんがバツですが。

宮本委員 環境基本計画を千曲市でつくっていますので。

木曾課長 ずらせませんね。では、ほかの・・・橋爪さんは三角で出ているんですが。

橋爪委員 10月14日はバツです。

木曾課長 バツですか。10月14日が三角で来ております。私のところへは。もし三角だとすると、宮本さんがちょっと千曲市の環境委員会がございまして、ちょっと出られないということなんです。お一人なものですから、10月14日に決めたいと思いますけれども。
それから11月がですね、11月14日が川妻さんと橋爪さんがご都合が悪いです。同じくお二人が都合が悪い日が11月15日で、黒沼さんと宮本さんがだめですが。どちらかのご都合がつけられるようでしたら。

宮本委員 私も環境基本計画がこの日になっているんですが。

木曾課長 11月15日に変更可能ですか。わからないですか。

宮本委員 ちょっとわかりませんが、でも・・・

木曾課長 黒沼さんは変更可能ですか。

黒沼委員 そうですね、自分で仕事の関係で変えることはできます。

木曾課長 11月15日でよろしいですか。

宮本委員 欠席にならないように、何とか努力してみたいと思いますけれども。

木曾課長 11月15日が全員が出席可能。それから12月が全員が出られる日

が12月19日で全部揃いますので、12月は19日でお願いしたいというふうに思います。

うちの方の計画の中で、1回送るような感じになったわけですが、今9月もというようなお話が出ているんですが、委員の皆様方、どんなものでしょうか・・・それではメールで意見をいただくように、再度スケジュール調整をやらせていただいてよろしいですか、うちの方から。やる方向でよろしいでしょうか。

出席者一同

はい。

木曾課長

そうですね、では9月も予定の中に。では9月については、再度メールを打った際に、皆様方から都合のいい日を。ではそうさせていただきます。以上です。

高木委員長

一応、今日はやらなきゃいけないことは終わりました。
そのほかに今、何かこの場で言っておきたい、次回までの間に言っておきたいこととかがありましたら、お願いします。

川妻委員

これも余計なことかもしれませんが、さっきの話の中で市町村が大事というのが出ておまして、そのとおりであるんですけども。県と市町村との関係をどういうふうに正確にとられるかということが、この条例を策定する上でも、やっぱりよく考えておかなければいけないことなんじゃないかと思うんです。実際に先行している市町村があれば、それを大いに推進するというか、後押しするというか、あるいはそれを普及させるというような、そういうことは大いに県がやらなければいけないことですけれども。

県と市町村の関係というのは、県はあくまでも広域的な自治体で、広域的なことをやる。それから市町村の仕事の補完をやる。それから市町村の連絡調整をやるというこの3つの仕事なんですよ。基礎自治体の市町村とは上下関係にあるわけじゃないし、この市町村の方に、ある種義務づけをすとか、権利を制限するということができる、そう考えているわけではないんでしょうけれども、何らかの形で規制を及ぼすというふうなことになる場合には相当慎重にやらなきゃいけないし、まずそれは無理だろうというふうに思うんですね。だから実行部隊は市町村なんだから、市町村の方へと向かうのは当然なんですけれども。これは県の条例だから、県が広域的にやれることを県民に対して、県の事業者に対して、あるいは協働して市町村とやることをこの条例に謳って進めるといふ、そういう立場だろうと思うんですね。そこを下手にやると、これまでの例にもいろいろ見られるように、市町村の方は、県の方がいろいろ、言ってみれば勝手に決めてそれを押しつけられるというふうにとらえられると、これはもうパンクしてしまうと思うんですね。県は広域的なこの温暖化防止を、県エリアで広域的なことをやる。それから市町村行政を補完し、連絡調整をしながらしていくんだという立場を頭に入れて、県としての立法を行うという、そういうことが大切です。

高木委員長

ありがとうございます。ほかには何かございますか。

橋爪委員

国レベルで、全国地球温暖化防止活動推進センターで、各都道府県に地球温暖化防止活動推進センター、長野県の場合には、社団法人長野県環境保全協会がその任を受けてやっている。その関係と、今回やるいろいろな条例との関係というか、はこれ、私は前回何か言われているかどうかわかりませんが、何か条例をやったときに、実際にそういうことを推進してもらってはいいませんが、それ相談、あくまでサポートの機関のような気もしますけれども、その辺の意見だとか、いろいろなことということは聞かなくて、前回これをつくった、防止計画をつくったときには、だいぶあそこの機関でいろいろやっているわけなんで、その辺はどうなっているんでしょうか。

木曾課長

県と長野県地球温暖化防止推進センターは、もう本当に表裏一体でやらせていただいております、この会にも当然向こうから来ていただいて、出た意見については、センターの方で持ち帰ってもらうというような格好で常に意思疎通はできております。

また、今度の委員の皆様方の中で普及啓発とか、そういう部分で、もしセンターに意見、どんな格好での内容なのかということでお聞きになりたいというようなことがあれば、ほかの関係団体と合わせて聞く対象にするということで、来てもらうことは可能でございます。

高木委員長

表裏一体で一体となってやっという部分で、そういう部分で、もしセンターに意見、どんな格好での内容なのかということでお聞きになりたいというようなことがあれば、ほかの関係団体と合わせて聞く対象にするということで、来てもらうことは可能でございます。

木曾課長

結構です。

高木委員長

ということです。

橋爪委員

県から出向・・・何人か、2名だか3名だとか。

木曾課長

2人、研修で行っております。

高木委員長

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか、もしこれで終われば、すばらしい時間なんです、奇跡的な話ですが。

よろしいですか。では今日はこれで終わりにさせていただきますので。事務局に議事をお返ししますが・・・これで終わってしまっているんでしょ。

ではこれで第2回の検討会を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

出席者一同

ありがとうございました。